

# 『全国瞬時警報システム(J-ALERT)』による

## 緊急地震速報訓練を実施します



**訓練日時** 11月4日(金) 午前10時00分頃

**訓練範囲** 南越前町全域

**訓練方法** 国からの地震速報を受けて、自動的に各家庭の音声告知放送端末やCATVコミュニティチャンネル(091ch)、屋外拡声器で音声放送や文字放送が流れます。

想定する地震の規模は、【震度5弱】

**放送内容** 【音声放送】 <上りチャイム 4音>

『只今から、訓練放送を行います。』

<緊急地震速報チャイム音>

『緊急地震速報。  
大地震(おおじしん)です。 ×3回  
大地震です。  
これは訓練放送です。』

『これで訓練放送を終わります。』

<下りチャイム 4音>

【文字放送】 <タイトル>

緊急地震速報(警告) ※タイトルには訓練は表示されません。

<本文>

これは訓練です。平成28年11月4日10時00分気象庁発表  
福井県嶺北に大きな地震発生。強い揺れに注意してください。

### (J-ALERT) 【全国瞬時警報システムとは】

総務省消防庁が整備したシステムで、  
通称：J-ALERT(ジェイアラート)と言  
われる衛星通信と市町村の整備した音声  
告知端末、CATV等を通じて緊急情報を  
住民へ瞬時に伝達するシステムです。

■ **問合せ** 総務課防災安全室 TEL 47-8016

## 小・中学校通学区域制度の弾力的運用について

児童・生徒が就学する小学校・中学校については、教育委員会で通学区域に基づき就学学校を指定しています。しかし、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な児童生徒については、教育委員会に申請することにより就学学校の変更が認められることがあります。就学学校の変更の許可事由は次のとおりです。

なお、申請時期は次の変更事由が発生する時で内容によっては、別に定める書類を提出していただくことがあります。

### 1 転居による場合

① 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。

② 近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

③ 住居の建て替え等により一時的に転居し、引き続き前学校に通学を希望するとき。

### 2 家庭環境による場合

① 自営業等で店舗の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等のある住所地の就学指定校への通学を希望するとき。

② 共働家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいったん親類、知人宅等に下校する場合で、その親類、知人宅等のある住所地の就学学校へ通学を希望するとき。

③ 共働家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地のある住所地の就学学校へ通学を希望するとき。

る住所地の就学学校への通学を希望するとき。

### 3 教育的配慮による場合

児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。

### 4 その他

① 健康上の理由により、学校を変更する方が望ましいことが医師の診断書で明らかなき。

② 兄および姉が通学している学校への入学を希望するとき。

③ 就学学校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通学する中学校への進学を希望するとき。

※通学については、保護者が責任をもって送迎することになります。

### ■ 問合せ

教育委員会 ☎ 47-8005